- 1 議案第44号関係
 - (1) おいらせ町情報公開条例 新旧対照表(抜粋) (第1条関係)

(開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録 されている場合を除き、開示請求者に対し、当該 行政文書を開示しなければならない。

(1)~(2) 略

(3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該 事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 現 行

(開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録 されている場合を除き、開示請求者に対し、当該 行政文書を開示しなければならない。

(1)~(2) 略

(3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(2) おいらせ町個人情報保護条例 新旧対照表(抜粋) (第2条関係)

改正案

現行

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 <u>生存する</u>個人に関する情報で あって、**次のいずれかに該当するもの**をいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電 磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない 方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作ら れる記録をいう。以下同じ。)に記載され、

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 個人情報 <u>個人に関する情報</u>であって、<u>特</u> <u>定の個人が識別され、又は識別され得るもの</u>を いう。

改 正 案 現 行

若しくは記録され、又は音声、動作その他の 方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができる もの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる こととなるものを含む。)

- イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計 算機の用に供するために変換した文字、番 号、記号その他の符号であって、当該特定の 個人を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (<u>4</u>) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び

第2項(これらの規定を番号法第26条において 準用する場合を含む。**第26条の2**において同 じ。)に規定する電子計算機に記録された特定 個人情報をいう。

- (<u>6</u>) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (<u>7</u>) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審 査委員会及び議会をいう。
- (8) 事業者 法人その他の団体(町、国、独立 行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
- (<u>9</u>) 本人 個人情報により識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (10) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア~イ 略

(個人情報取扱事務の登録等)

- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。(1)~(4) 略
 - (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨

現 行

第2項(これらの規定を番号法第26条において 準用する場合を含む。**第26条の3**において同 じ。)に規定する電子計算機に記録された特定 個人情報をいう。

- (<u>4</u>) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (<u>5</u>) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委 員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審 査委員会及び議会をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(町、国、独立 行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情 報の保護に関する法律(平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をい う。以下同じ。)、町以外の地方公共団体及び 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15年法律第118号)第2条第1項に規定する独 立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下 「法人等」という。)又は事業を営む個人をい う。
- (<u>7</u>) 本人 個人情報により識別され、又は識別 され得る個人をいう。
- (8) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。アーイ略

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。(1)~(4) 略

- (6) 個人情報の収集先及び提供先
- (7) その他実施機関が定める事項

 $2\sim4$ 略

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、 あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事 務の目的を明確にし、その目的を達成するために 必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集 しなければならない。
- 2 実施機関は、**要配慮個人情報**を収集してはならない。ただし、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集する場合又は個人情報取扱事務の目的を達成するために<u>当該要配慮個人情報</u>が必要であり、かつ、欠くことができない場合は、この限りでない。
- 3 略

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報取扱事務に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。(1)~(5) 略
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を 提供する場合において、個人の権利利益の保護の ため必要があると認めるときは、当該個人情報の 提供を受けるものに対し、当該個人情報について 利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な 制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及 び<u>毀損</u>の防止その他の当該個人情報の適切な取 扱いのために必要な措置を講ずることを求めな ければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

現行

- (5) 個人情報の収集先及び提供先
- (6) その他実施機関が定める事項

 $2\sim4$ 略

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、 あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事 務の目的を明確にし、その目的を達成するために 必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集 しなければならない。
- 2 実施機関は、<u>次に掲げる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集する場合又は個人情報取扱事務の目的を達成するために<u>当</u> <u>該個人情報</u>が必要であり、かつ、欠くことができない場合は、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
 - (2) <u>社会的差別の原因となるおそれがある個人</u> 情報
- 3 略

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報取扱事務に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。(1)~(5) 略
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を 提供する場合において、個人の権利利益の保護の ため必要があると認めるときは、当該個人情報の 提供を受けるものに対し、当該個人情報について 使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な 制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及 びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取 扱いのために必要な措置を講ずることを求めな ければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失及び**毀損**の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び **毀損**の防止その他の個人情報の適切な管理のた めに必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。

2 略

3 実施機関は、その保有する個人情報について、 当該個人情報に係る個人情報取得事務の目的を 達成したこと等により保有する必要がなくなっ たときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、 又は消去しなければならない。ただし、重要な記 録又は歴史的な資料として保存する必要がある と認められる場合は、この限りでない。

(職員等の義務)

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に<u>利用</u>してはならない。

(委託に伴う措置等)

- 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について収集方法、利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受け

現 行

第9条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び <u>き損</u>の防止その他の個人情報の適切な管理のた めに必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。

2 略

3 実施機関は、その保有する個人情報について、 当該個人情報に係る個人情報取得事務の目的を 達成したこと等により保有する必要がなくなっ たときは<u>これ</u>を確実に、かつ、速やかに廃棄し、 又は消去しなければならない。ただし、重要な記 録又は歴史的な資料として保存する必要がある と認められる場合は、この限りでない。

(職員等の義務)

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に<u>使用</u>してはならない。

(委託に伴う措置等)

- 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について収集方法、使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受け

たもの又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務 又は実施機関が指定管理者に行わせている個人 情報取扱事務に従事していた者は、当該個人情報 取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに 他人に知らせ、又は不当な目的に<u>利用</u>してはなら ない。

(開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかに該 当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人 情報を開示しなければならない。

(1)~(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の正当な利益が侵害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

<u>ア</u> 法令等の規定により又は慣行として開示 請求者が知ることができ、又は知ることが予

定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護する ため、開示することが必要であると認められ る情報 現行

たもの又は実施機関が個人情報取扱事務を行わせている指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務 又は実施機関が指定管理者に行わせている個人 情報取扱事務に従事していた者は、当該個人情報 取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに 他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなら ない。

(開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかに該 当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人 情報を開示しなければならない。

(1)~(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(開示 請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関 する情報を除く。)であって、開示することに より、当該開示請求者以外の個人の正当な利益 が侵害されるおそれがあるもの 改 正 案 現 行

- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22年法律第120号)第2条第1項に規定する 国家公務員(独立行政法人通則法(平成11 年法律第103号)第2条第4項に規定する行 政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立 行政法人等の役員及び職員、地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第2条に規定する 地方公務員並びに地方独立行政法人の役員 及び職員をいう。)である場合において、当 該情報がその職務の遂行に係る情報である ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の 事業を営む個人の当該事業に関する情報で あって、開示することにより、当該法人等又は 当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあるもの

(5) \sim (9) 略

(部分開示)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とがある場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する情報を除いて、開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報 に該当するものがある場合において、当該情報の うち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の 個人を識別することができることとなる<u>記述等</u> 及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示 しても、当該個人の正当な利益が害されるおそれ がないと認められるときは、<u>当該部分を除いた部</u> 分は、同号の情報に含まれないものとみなして、

(4) 法人その他の団体(町、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(5) \sim (9) 略

(部分開示)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とがある場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する情報を除いて、開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報 に該当するものがある場合において、当該情報の うち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の 個人を識別することができることとなる情報を 除くことにより、開示しても、当該個人の正当な 利益が害されるおそれがないと認められるとき は、当該情報を除いた情報は、同号の情報に含ま れないものとみなして、前項の規定を適用する。

現行

前項の規定を適用する。

(開示請求に対する決定、通知等)

第19条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

$2\sim5$ 略

6 開示請求に係る個人情報が著しく大量である ため、開示請求があった日から45日以内(特定 個人情報に係る開示請求にあっては、60日以内) にその全てについて開示等の決定通知をするこ とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそ れがある場合には、前2項の規定にかかわらず、 実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相 当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知 をし、残りの個人情報については相当の期間内に 開示等の決定通知をすれば足りる。この場合にお いて、実施機関は、第4項に規定する期間内に、 開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により 通知しなければならない。

(1)~(2) 略

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当 該各号に定める個人情報を開示しない旨の決定 があったものとみなすことができる。

(1) 略

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知期限までに開示等の決定通知がない場合 開示請求に係る個人情報

(3) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第20条 開示請求に係る個人情報に開示請求者以 (開示請求に対する決定、通知等)

第19条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

$2\sim5$ 略

6 開示請求に係る個人情報が著しく大量である ため、開示請求があった日から45日以内(特定 個人情報に係る開示請求にあっては、60日以内) にその<u>すべて</u>について開示等の決定通知をする ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるお それがある場合には、前2項の規定にかかわら ず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうち の相当の部分につき当該期間内に開示等の決定 通知をし、残りの個人情報については相当の期間 内に開示等の決定通知をすれば足りる。この場合 において、実施機関は、第4項に規定する期間内 に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面に より通知しなければならない。

(1)~(2) 略

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当 該各号に定める個人情報を開示しない旨の決定 があったものとみなすことができる。

(1) 略

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知期限までに開示等の決定通知がない<u>とき。</u> 開示請求

(3) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第20条 開示請求に係る個人情報に開示請求者以

外のもの(以下この条及び第27条において「第三者」という。) に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。) をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、当該第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、前条第1項の決定(以下「開示決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、**開示決定**をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後、直ちに当該意見書(第27条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(訂正・利用停止請求)_

- 第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の 規定により実施機関から開示を受けた自己を本 人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当 すると認められるときは、当該実施機関に対し、 その訂正(追加又は削除を**含む。以下**同じ。)又 は利用停止の請求をすることができる。
 - (1) 当該個人情報の事実に誤りがあるとき 当

現 行

外のもの(以下この条及び第27条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、**開示決定等**をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、当該第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、**開示決定**に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後、直ちに当該意見書(第27条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(訂正・利用停止の請求)

- 第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の 規定により実施機関から開示を受けた自己を本 人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当 すると認められるときは、当該実施機関に対し、 その訂正(追加又は削除を<u>含む、以下</u>同じ。)又 は利用停止(以下「訂正等」という。)の請求を することができる。
 - (1) 当該個人情報の事実に誤りがあるとき 当

現行

該個人情報の訂正

- (2) 当該個人情報(特定個人情報を除く。以下 この号及び次号において同じ。)を保有する実 施機関により適法に収集されたものでないと き、第7条第2項の規定に**違反して収集**された とき、又は第8条第1項の規定に違反して利用 されているとき 当該個人情報の利用の停止 又は消去
- (3) 当該個人情報を保有する実施機関により第 8条第1項及び第9条の規定に違反して外部 提供されているとき 当該個人情報の外部提 供の停止
- (4) 略
- (5) 第8条の3の規定に違反して提供されてい るとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による**訂正** 又は利用停止の請求(以下「訂正・利用停止請求」 **という。)**について準用する。

(訂正・利用停止請求の手続)

第25条 訂正・利用停止請求をしようとする者は、 次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提 出しなければならない。

(1)~(4) 略

- 2 訂正の請求をしようとする者は、訂正を求める 内容が事実に合致することを証明する書類等を 実施機関に提出し、又は提示しなければならな
- 3 略

(訂正・利用停止請求に対する決定通知等)

第26条 実施機関は、訂正・利用停止請求があった ときは、必要な調査を行い、訂正・利用停止請求 に係る個人情報の訂正又は利用停止をするかど うかの決定(以下「訂正・利用停止の決定」とい う。)をし、訂正・利用停止請求の決定の内容を 訂正・利用停止請求者に書面により通知しなけれ ばならない。

 $2\sim4$ 略

該個人情報の訂正、追加又は削除

- (2) 当該個人情報(特定個人情報を除く。以下 この号及び次号において同じ。)を保有する実 施機関により適法に収集されたものでないと き、第7条第2項の規定に**違反して保有**された とき、又は第8条第1項の規定に違反して利用 されているとき 当該個人情報の利用の停止 又は削除
- (3) 当該個人情報を保有する実施機関が第8条 第1項及び第9条の規定に違反して外部提供 されているとき 当該個人情報の外部提供の 停止
- (4) 略
- (5) 番号法第19条の規定に違反して提供されて いるとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂 正・利用停止請求について準用する。

(訂正・利用停止請求の手続)

第25条 訂正・利用停止請求をしようとする者は、 次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提 出しなければならない。

(1) \sim (4) 略

2 訂正の請求をしようとする者は、訂正等を求め る内容が事実に合致することを証明する書類等 を実施機関に提出し、又は提示しなければならな い。

3 略

(訂正・利用停止請求に対する決定通知等)

第26条 実施機関は、訂正・利用停止請求があった ときは、必要な調査を行い、訂正・利用停止請求 に係る個人情報の訂正又は利用停止をするかど うかの決定(以下「訂正・利用停止の決定」とい う。)をし、訂正・利用停止請求の決定の内容を 訂正・利用停止請求者に書面により通知しなけれ ばならない。

 $2\sim4$ 略

5 **訂正・利用停止請求**に係る個人情報が著しく大 5 **訂正・利用停止の請求**に係る個人情報が著しく

量であるため、<u>訂正・利用停止請求</u>があった日から60日以内にその全てについて訂正・利用停止の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>訂正・利用停止請求</u>に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正・利用停止の決定通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正・利用停止の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正・利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(2) 略

- 6 訂正・利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める個人情報の訂正又は利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
 - (1) 第3項に規定する期間内に訂正・利用停止 の決定通知がなされない場合(当該期間内に第 4項後段又は前項後段の規定による通知が あった場合を除く。) <u>訂正・利用停止請求</u>に 係る個人情報
 - (2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正・利用停止の決定通知の期限までに当該訂正・利用停止の決定通知がない場合 訂正・利用停止請求に係る個人情報

(3) 略

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第26条の2 実施機関は、<u>訂正</u>の決定に基づく情報 提供等記録の訂正の実施をした場合において、必 要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係 情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当 該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に 規定する電子計算機に記録された者であって、当 該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞な 大量であるため、<u>訂正・利用停止の請求</u>があった 日から60日以内にその<u>すべて</u>について訂正・利用 停止の決定通知をすることにより事務の遂行に 著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2 項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>訂正・利用</u> 停止の請求に係る個人情報のうちの相当の部分 につき当該期間内に訂正・利用停止の決定通知を し、残りの個人情報については相当の期間内に訂 正・利用停止の決定通知をすれば足りる。この場 合において、実施機関は、第3項に規定する期間 内に、訂正・利用停止請求者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知しなければならない。

(1)~(2) 略

- 6 訂正・利用停止請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める個人情報の訂正又は利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
 - (1) 第3項に規定する期間内に訂正・利用停止の決定通知がなされない場合(当該期間内に第4項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。) <u>訂正・利用停止の請求</u>に係る個人情報
 - (2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正・利用停止の決定通知の期限までに当該訂正・利用停止の決定通知がないとき。 訂正・利用停止請求に係る個人情報

(3) 略

(情報提供等記録の提供先への通知)

第26条の2 実施機関は、<u>訂正等</u>の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する電子計算機に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、

く、その旨を書面により通知するものとする。

(審査請求があった場合の手続)

- 第27条 実施機関は、開示決定等、訂正・利用停止 の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求 に係る不作為について、審査請求があったとき は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 審査会に諮問しなければならない。
 - (1)~(2) 略
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審 査請求に係る個人情報の<u>訂正</u>をすることとす る場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審 査請求に係る個人情報の利用停止をすること とする場合

 $2\sim5$ 略

(是正の再申出)

第30条 前条**第3項**の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、当該通知のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、実施機関に対し、是正の再申出(以下「再申出」という。)をすることができる。

$2 \sim 3$ 略

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該再申出に対する処理を行い、再申出をした者に対して、当該処理の内容を書面により通知しなければならない。

現 行

遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(審査請求があった場合の手続)

- 第27条 実施機関は、開示決定等、訂正・利用停止 の決定又は開示請求若しくは訂正・利用停止請求 に係る不作為について、審査請求があったとき は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 審査会に諮問しなければならない。
 - (1)~(2) 略
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審 査請求に係る個人情報の<u>訂正等</u>をすることと する場合

 $2\sim5$ 略

(是正の再申出)

第30条 前条の規定による通知を受けた者は、当該 通知に係る処理の内容に不服があるときは、当該 通知のあったことを知った日の翌日から起算し て30日以内に、実施機関に対し、是正の再申出(以 下「再申出」という。)をすることができる。

$2 \sim 3$ 略

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該**是正の**再申出に対する処理を行い、再申出をした者に対して、当該処理の内容を書面により通知しなければならない。